

高知県医師養成奨学貸付金制度のしおり



この制度は、将来医師として、医師の確保が必要な高知県内の地域で勤務しようとする医学生の方に対し、「医師養成奨学貸付金」を貸与して、その方の修学を支援することを目的としています。

貸与を受けた期間の1.5倍に相当する期間を、高知県内の指定医療機関で勤務していただくなどの一定の条件を満たせば、貸付金の償還が免除されます。

ぜひ、高知県で医師としての第一歩を始めてみませんか。



高知県健康政策部医療政策課



目 次

1	制度の目的	2
2	制度の概要	2
3	貸与の対象者	2
4	貸付金の種類と内容	2
5	貸与の一時停止・取消し	3
6	貸付金の償還の猶予	4
7	貸付金の償還の免除	4
8	キャリア形成プログラム	9
9	貸付金の償還	10
10	貸与の申請と決定	10
11	異動と届出	11
12	Q&A	12
13	高知県医師養成奨学貸付金等貸与条例	16
14	高知県医師養成奨学貸付金等貸与条例施行規則	33
15	その他の様式	69
16	申請書類記入例	78

1 制度の目的

高知県内の人口10万人あたりの医師数は全国でも上位となっていますが、高知市を中心とする中央圏域への集中が著しく、その他の地域の医師数は全国平均並み又は平均以下となっています。

また、産婦人科や外科などの特定の診療科目についても医師不足が深刻な状況となっております。

そこで、将来、県内指定医療機関等で医師として勤務する意思のある医学生に対して貸付金を貸与し、本県に必要な医師を確保するとともに、医学生の修学を支援することを目的としています。

2 制度の概要

高知県内の指定医療機関等において医師として勤務することを要件として、奨学貸付金を貸与する制度です。

医学部在学中に貸与を受けた期間の1.5倍に相当する期間（6年貸与であれば9年間）を、高知県内の指定医療機関で医師の業務に従事していただくなどの一定の条件を満たせば、貸付金の償還が免除されます。

大学卒業後の臨床研修は、県内の基幹型臨床研修病院で受ける必要があります。（病院の指定はありません）。

3 貸与の対象者

大学において医学を履修する課程に在学する学生を対象としています。

① 地域枠学生（高知大学医学部入学者選抜の地域枠で入学した学生）

② その他の学生

*他県大学の学生も応募できます。

4 貸付金の種類と内容

修学貸付金： 将来、県内指定医療機関等で医師として勤務する意思のある医学生が要する授業料等の修学及び生活上の経費として貸与する。

特定科目加算貸付金： 将来、指定特定診療科目の医師として勤務する意思のある医学生に修学貸付金に加えて貸与する。

貸付金の額 修学貸付金：月額 150,000円

特定科目加算貸付金：月額 80,000円

*** 指定特定診療科目**

産婦人科、小児科、外科、麻酔科、脳神経外科

貸与の期間 大学の修学期間

ただし、6年（知事が特に認めるときは7年）を限度とする。

貸与の要件

- 大学を卒業後、県内指定医療機関等で医師として勤務する意思を有していること。
- 特定科目加算貸付金を希望する場合は、指定特定診療科目の医師として勤務する意思を有していること。
- 勉学の意欲がおう盛で心身ともに健全であること。
- 年1回は地域医療実習等に参加すること。

* その他、定期的な面談や知事との意見交換会等に参加していただきます。

5 貸与の一時停止・取消し

(1) 貸与の一時停止

貸付金の貸与を受けている医学生が休学又は長期にわたって欠席しようとするときは、貸付金の貸与を一時停止します。

なお、医学生が復学又は長期にわたる欠席をやめたときは、貸付金の貸与を再開することができます。

(2) 貸与の取消し

貸付金の貸与を受けている医学生が次のいずれかに該当するときは、貸付金の貸与を取り消すこととなります。

(1) 貸付金の貸与の要件を欠いたとき。

(2) 貸付金の貸与を受けることを辞退したとき。

※高知大学医学部地域枠入学者は、途中で辞退することはできません。

(3) 学業の成績又は性行が不良であると認められたとき。

(4) 病気又は負傷のため大学の卒業の見込みがないとき。

(5) 一時停止した貸付金の貸与の再開が認められないとき。

(6) 上記の場合のほか、貸付金を貸与することが不相当であると認められたとき。

6 貸付金の償還の猶予

貸付金の貸与を受けた者が、償還の免除となる条件を満たそうとしている期間中は償還が猶予されます。猶予できる期間は臨床研修を修了した後 15 年間が限度となります。ただし、育児や介護による休業期間及び災害、病気等でやむを得ないと知事が認められた期間は、15 年間に含みません。

* 償還猶予の対象となる期間

- 貸与期間満了後また貸与取り消し後、引き続き在学しているとき
- 卒業後、医師の免許を取得しようとしているとき（1 年以内）
- 県内での臨床研修期間
- 県内指定医療機関、特定科目県内医療機関又は特別指定県内医療機関での勤務期間
- その他、育児、介護、災害、本人の病気、県外施設での専門研修（必須の場合）、国内外への留学や大学院（一般選抜）進学、サブスペ領域での研修（地域医療対策協議会での承認を得た場合）等

7 貸付金の償還の免除

下記①②の期間の通算が貸付金の貸与期間の 1.5 倍（6 年貸与であれば 9 年間）に達した場合、貸付金の償還が免除されます。

- ① 医師免許を取得した後、県内の基幹型臨床研修病院において臨床研修を受けた期間。
ただし、貸与を受けた期間に応じて、算入される期間が異なります。（表 1）
- ② 臨床研修を修了した後、県内指定医療機関、特定科目県内医療機関及び特別指定県内医療機関で医師の業務（特定科目加算貸付金の貸与者は指定特定診療科目の医師の業務）に継続して従事した期間。

* 償還の裁量免除

貸付金の貸与を受けた者が死亡、精神や身体の機能に著しい障害を生じ労働能力を喪失する等やむを得ない事由により貸付金の償還を免除することが適当と認められたときは、償還の全部又は一部を免除する場合があります。

* 償還の免除期間に算入する勤務

① 臨床研修

大学卒業後、県内の基幹型臨床研修病院で勤務していただきます。

※貸与を受けた期間に応じて、算入される期間が異なります。(表1)

※旧条例を適用されている場合は、償還の免除期間に算入されません。

表1

貸与を受けた期間	3年未満	3年	4年	5年	6(7)年
償還の免除期間に算入する臨床研修期間	なし	0.5年	1年	1.5年	2年

②-1 県内指定医療機関

高知市、南国市以外の区域にある病院及び診療所のうち、次に該当する医療機関

- (1) 公立（公立に準ずると認められる場合を含む）の医療機関
- (2) 許可病床数が100床以上あり、そのうち一般病床が60%以上である医療機関
- (3) 分娩を取り扱う医療機関（産婦人科の医師として勤務する場合）
- (4) 一般社団法人日本専門医機構が認定した専門医養成プログラムに参加する医療機関
- (5) 日本医師会の日本医学会分科会登録学会が研修施設として認定した医療機関
- (6) 上記(1)から(5)に準ずる医療機関として、知事が認めた医療機関

※ 県内指定医療機関で勤務した期間は、全て免除期間に算入されます。

②-2 特定科目県内医療機関

高知市、南国市にある病院及び診療所のうち、次に該当する医療機関

- (1) 分娩を取り扱う医療機関（産婦人科の医師として勤務する場合）
- (2) 血液内科の診療を行う医療機関（血液内科の医師として勤務する場合に限る。）
- (3) 心臓血管外科の診療を行う医療機関（心臓血管外科の医師として勤務する場合に限る。）
- (4) 放射線治療を行う医療機関（放射線科の医師として放射線治療に係る診療を行うために勤務する場合に限る。）

※ 特定科目県内医療機関で勤務した期間は、全て免除期間に算入されます。

②-3 特別指定県内医療機関

高知市、南国市にある病院及び診療所のうち、次に該当する医療機関

- (1) 一般社団法人日本専門医機構が認定した専門医養成プログラムに

参加する医療機関

(2) 日本医師会の日本医学会分科会登録学会が研修施設として認定した医療機関

※ 特別指定県内医療機関で勤務した期間は、貸与を受けた期間に応じて、算入される期間が異なります。(表2)

表2

貸与を受けた期間	2年未満	2年	3年	4年	5年	6(7)年
償還の免除期間に算入する勤務期間	なし	1.5年	2年	2.5年	3年	3.5年

* 償還免除の対象となる医療機関（下記のほか、公立診療所が対象となります）

※専門研修プログラム参加施設及び学会認定参加施設に該当する医療機関は診療科によって異なります。

R8.4.1（病床数はR8.1.31）現在

医療圏	施設名	一般 病床	病床 数 (計)	高知市・南国市除く						高知市・南国市						
				① 初期臨床 研修病院	②-1					②-2				②-3		
					(1) 公立 病院	(2) 許可 病床 100床 以上 60% 以上	(3) 分娩 を取り 扱う 医療 機関	(4) 専門 研修 プロ グラ ム 参加	(5) 学会 認定 研修 施設	(6) 準ず る医 療機 関 (1)~ (5)に	(1) 分娩 を取り 扱う 医療 機関	(2) 血液 内科 の診 療を 行う 医療 機関	(3) 心臓 血管 外科 の診 療を 行う 医療 機関	(4) 放射 線治 療を 行う 医療 機関	(1) 専門 研修 プロ グラ ム 参加	(2) 学会 認定 研修 施設
安芸	高知県立あき総合病院	175	270	○	○	○	○	○								
	田野病院	103	103		○			○								
	芸西病院		184					○								
中央 (高知市・ 南国市)	愛幸病院(医療法人尚志会)		226												○	
	愛宕病院(新松田会)	269	418												○	○
	いずみの病院(医療法人防治会)	178	238												○	
	海辺の杜ホスピタル(医療法人精華園)		359												○	○
	国吉病院(医療法人三和会)	69	106												○	○
	高知鏡川病院(医療法人武田会)		257												○	○
	高知医療センター(高知県・高知市病院企業団立)	548	620	○							○	○	○	○	○	○
	高知生協病院(高知医療生活協同組合)	114	114												○	
	高知赤十字病院	402	402	○							○		○		○	○
	高知高須病院(医療法人尚賢会)	63	63												○	○
	高知病院(独立行政法人国立病院機構)	402	424								○				○	○
	高知西病院(独立行政法人地域医療機能推進機構)	146	146												○	○
	島津病院(医療法人仁栄会)	69	69												○	
	島本病院(医療法人島本慈愛会)		120												○	
	竹下病院(特定医療法人竹下会)	76	76												○	
	田中整形外科病院(医療法人瑞洋会)	90	90												○	○
	近森病院(社会医療法人近森会)	429	489	○										○	○	○
	近森リハビリテーション病院(社会医療法人近森会)		180												○	○
	近森オルソリハビリテーション病院(社会医療法人近森会)	100	100												○	○
	土佐病院(医療法人須藤会)		174												○	○
	函南病院(特定医療法人久会)	119	119												○	
	永井病院(医療法人永島会)		40													○
	藤戸病院(医療法人おくら会)		80												○	○
	細木病院(社会医療法人仁生会)	162	428	○											○	○
	町田病院(医療法人旦龍会)	60	60												○	○
	海里マリン病院(医療法人緑風会)	76	76												○	○
	もみのき病院(医療法人治久会)	60	60												○	○
	あおぞら診療所高知潮江(医療法人そらのいろ)														○	
	植田医院(医療法人穂仁会)														○	
	内田脳神経外科	19	19												○	
	国見産婦人科	19	19								○				○	
	高知ファミリークリニック	19	19								○				○	
やまかわ乳腺クリニック(医療法人乳和会)															○	
けら小児科アレルギー科															○	
けやまクリニック(医療法人薫風会)															○	
レディスクリニックコスモス															○	
高知県立療育福祉センター	19	19													○	
やまと診療所高知(医療社団やまと)															○	
高知大学医学部附属病院	583	613	○							○	○	○	○	○	○	
JA高知病院	154	154												○	○	
南国病院	102	162												○	○	
中央 (その他)	白菊園病院(医療法人白菊会)	47	187													
	土佐市民病院(土佐市立)	150	150		○	○			○	○						
	野市中央病院(医療法人公世会)	91	165													
	鈴木内科(医療法人みどり会)															○
	同仁病院(医療法人同仁会)		252													○
	佐野内科リハビリテーションクリニック(医療法人佐野会)															○
	早明浦病院(医療法人十全会)		50													○
	嶺北中央病院(本山町立国民健康保険)	53	89		○											○
	仁淀病院(いの町立国民健康保険)	60	60		○											○
	高北国民健康保険病院(佐川町立)	56	98		○											○
	清和病院(医療法人青雲会)	30	354													○
	北島病院(医療法人社団若船)	50	50													○
日高クリニック															○	
高幡	一陽病院(医療法人南江会)		216													
	高陵病院(医療法人須崎会)	40	129													
	須崎くろしお病院(医療法人さつき会)	116	158			○										
	くぼかわ病院(医療法人川村会)	138	172			○										
構原病院(構原町立国民健康保険)	30	30		○												
幡多	四万十市立市民病院(四万十市国民健康保険)	89	89		○											
	竹本病院(医療法人創治)	81	131			○										
	渡川病院(医療法人一条会)		180													
	大井田病院(特定医療法人長生会)	50	50													
	幡多けんみん病院(高知県立)	291	322	○	○	○	○	○	○							
	渭南病院(医療法人聖真会)	50	105													
大月病院(大月町国民健康保険)	25	25		○												
菊地産婦人科医院	16	16				○										

8 キャリア形成プログラム

大学医学部卒業から償還免除までの期間、医師としてのキャリアアップを図りながら奨学貸付金の義務を果たしていただけるよう、キャリア形成プログラムを策定して支援しています。

なお、総合診療から救急科へなど途中で診療科（個別のプログラム）を変更することも可能です。

高知県キャリア形成プログラム

【対象者】

- ① 高知県医師養成奨学貸付金を貸与した医師
- ② 自治医科大学卒業医師（H30年度入学者までは任意適用）
- ③ その他プログラムの適用を希望する医師

【キャリア形成プログラムの概要】

- ① 地域枠等奨学貸付金を対象とするプログラムは、奨学金制度に基づく「基本となるプログラム」と専門研修プログラムを基盤に基幹施設が作成する「診療科ごとのキャリア形成プログラム（個別プログラム）」で構成し、奨学金受給期間の1.5倍の期間を適用期間とする。
- ② 自治医科大学卒業医師を対象とするプログラムは、自治医科大学修学資金及び卒業生関連規程に基づくプログラムとし、自治医科大学在学期間の1.5倍の期間を適用期間とする。
- ③ その他プログラムの適用を希望する医師については、原則、①及び②から本人が選択する。

【基本となるプログラム（奨学金受給医師）】 各診療科のキャリア形成プログラムは高知地域医療支援センターのホームページに掲載しています。



9 貸付金の償還

貸付金を償還する場合には、貸与を受けた日の翌日から年10%の利息を付けて償還しなければなりません。(旧条例を適用されている方については、償還決定日の翌日から、償還が完了した日まで年1.3%の利息となります。)

ただし、特に必要があると認めるときは、貸付金を貸与した期間の2倍に相当する期間に限り、分割して償還することができます。

なお、正当な理由がなく償還すべき日までに貸付金の償還をしなかったときは延滞金を支払わなければなりません。

10 貸与の申請と決定

(1) 貸与の申請

* 募集人員及び募集期間、その他詳細については、年度により異なりますので、募集要項を確認してください。

募集期間中に、貸付金貸与申請書に必要な書類を添えて、高知県健康政策部医療政策課に提出してください。

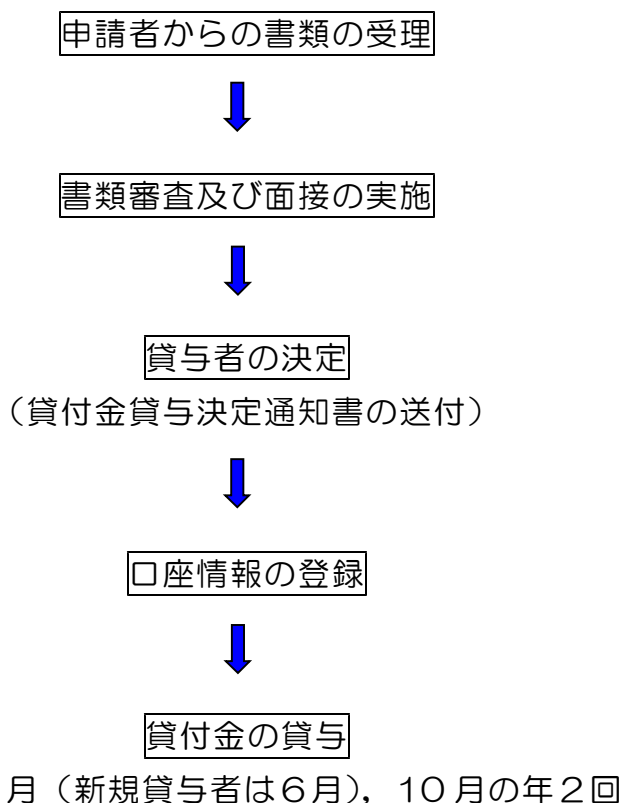
医師養成奨学貸付金貸与申請書（第1号様式）

- ① 身上調書（第4号様式）
- ② 戸籍抄本
- ③ 誓約書（第5号様式）
- ④ 大学の在学証明書
- ⑤ 大学又は学部の長の推薦書
- ⑥ 申請者の属する世帯の収入を証明する所得証明書及び連帯保証人の収入を証明する所得証明書
- ⑦ 個人情報に関する同意書
- ⑧ その他、知事が必要と認める書類

* 申請書には2人の連帯保証人を定めて署名をする必要があります。

* 連帯保証人は独立の生計を営む成年者でなければなりません。

(2) 貸与の決定と貸付金貸与までの流れ



11 異動と届出

(1) 異動の届出

次のいずれかに該当したときは、直ちにその旨を届け出てください。

【在学中】

- ・ 貸付金の貸与を受けている者が氏名又は住所を変更したとき。
- ・ 連帯保証人が氏名又は住所を変更したとき。
- ・ 在学する大学の専攻課程を他に転じたとき。
- ・ 大学を休学、又は長期にわたって欠席しようとするとき。
- ・ 連帯保証人が死亡したとき、又は連帯保証人を変更したとき。
- ・ その他、貸付金の貸与を受けている者の身上に異動を生じたとき。

【卒業後】

- ・ 貸付金の貸与を受けた者が氏名又は住所を変更したとき。
- ・ 連帯保証人が氏名又は住所を変更したとき。
- ・ 連帯保証人が死亡したとき、又は連帯保証人を変更したとき。
- ・ その他、貸付金の貸与を受けた者の身上に異動を生じたとき。

(2) 提出が義務付けられる書類

【在学中】

貸付金の貸与を受けている期間中は、次に掲げる書類を毎年4月30日までに提出しなければなりません。

- 大学の前学年度の学業成績を証明する書類
- 誓約書（第5号様式）
- 大学の在学証明書
- 大学又は学部の長の推薦書
- その他、知事が必要と認める書類

【卒業後】

卒業後から貸付金償還期間の満了までの間、次に掲げる書類を提出しなければなりません。

- 貸付金償還猶予承認申請書（卒業後）
- 臨床研修受講届（臨床研修を受講するとき）
- 医師業務従事届（指定医療機関等で従事するとき）※
- 医師業務退職等届（指定医療機関等で従事しなくなったとき）※
- 育児・介護休業取得届（育児休業、介護休業を取得しようとするとき）
- その他、知事が必要と認める書類

※就業先が変わるごとに提出が必要です。

12 Q&A

Q1 高知県外の大学に進学予定ですが、奨学貸付金を受けられますか。

A1 受けられます。ただし、新規募集定員の範囲で貸与が決定されることとなります。

Q2 高知大学医学部の地域枠入学者ですが、必ず奨学貸付金の貸与を受けることとなりますか。

A2 受けていただきます。

Q3 特定科目加算を受けたいのですが、将来、特定診療科目の医師にならなかった場合はどうなりますか。（RO2.04 改定）

A3 5つの特定診療科目の中であれば、診療科目の変更は可能です。

ただし、5つの特定診療科目以外に進んだ場合は、加算貸付金のみ、利息をつけて償還していただくことになります。

Q3の2 将来、児童精神科領域の医師になりたいのですが、小児科の特定科目加算を受けることはできますか。(R02.04 追加)

A3の2 受けられます。なお、卒業後は、児童精神科領域のキャリア形成プログラムに基づいて勤務していただきます。キャリア形成プログラムは高知地域医療支援センターのホームページに掲載されていますのでご確認ください。

Q4 貸与申請の連帯保証人は、親族でもかまいませんか。

A4 連帯保証人2人のうちの1人は親族の方でかまいませんが、1人は生計を別にする成年者としてください。

Q5 連帯保証人に所得要件はありますか。

A5 ありません。本県の地域医療に貢献いただくため県内での勤務が必要な制度であることにご理解があり、利息を含めた奨学貸付金の返還の責任を負うことができる成年者の方に保証人になっていただいでください。

Q6 地域医療実習はどのような実習ですか。(R06.04 改定)

A6 夏期休暇中の「高知県地域医療夏期実習」(高知県へき地医療協議会主催)、「家庭医道場」(家庭医療学講座主催)、「診療体験実習」(高知大学1～3年生：幡多けんみん病院、あき総合病院でおこなった場合に限る)があります。他にも該当する実習等が開催される場合は対象者にお知らせいたします。

Q7 留年したらどうなりますか。

A7 原則、奨学貸付金は一時停止となりますが、ご事情やご意向を確認したうえで、留年中も継続して奨学貸付金を受給することは可能です。

なお、貸与期間は原則6年までとなっていますが、ご希望があれば7年まで貸与することが可能です。

Q8 卒業後に勤務する医療機関は、県が決めるのですか。(R02.04 改定)

A8 勤務する医療機関を一方的に県が指示するわけではありません。臨床研修修了後は、希望する診療科のキャリア形成プログラムに基づいて勤務することになります。各診療科のキャリア形成プログラムは高知地域医療支援センターのホームページに掲載されていますのでご確認ください。

Q8の2 社会医学系（公衆衛生、法医学）の医師として勤務した期間の扱いはどうなりますか。（R02.04 追加）

A8の2 社会医学系の医師として勤務した期間も償還免除の対象となります。

Q9 特定科目県内医療機関（血液内科、心臓血管外科、放射線科）に進んだ後に、当該専門医を途中で断念（進路変更）した場合の算定はどうなりますか。（R06.06 追加）

A9 特定科目県内医療機関（血液内科、心臓血管外科、放射線科）に進んだ医師が専門医取得前に進路変更した場合は、原則として算定期間（血液内科、心臓血管外科、放射線治療に係る診療を行った期間）は遡って取消しとなります。まずは、ご事情をお伺いさせていただきますので、相談窓口にご相談ください。

Q10 償還期間中は高知県を離れることができないのですか。

A10 私的な事情で離れることは原則できません。ただし、キャリア形成プログラムに基づいて国内外で勤務することも可能です。

なお、その期間は償還の免除期間に算入されません。

Q11 産休・育休・介護休期間の扱いはどうなりますか。（R05.04 改定）

A11 産前産後休暇の期間中は、勤務しているのと同じ扱いになり、償還の免除期間に算入されます。

また、育児休業や介護休業の期間中は、償還の免除期間に算入されませんが、償還が猶予され、かつ当該猶予された期間には、利息がかからないようになっています。

なお、育児休業や介護休業を取得する場合は、「育児・介護休業取得届」に事業主による証明書を添えて、事前に提出して下さい。

Q12 病休の扱いはどうなりますか。（R05.04 改定）

Q12 病気休業の期間中は、償還の免除期間に算入されませんが、償還が猶予されます。この場合、知事がやむを得ないと認めた場合は、当該猶予された期間には、利息がかからない取扱いとなります。

なお、病気休業を取得する場合は、「貸付金償還猶予承認申請書」に状況を証する書類を添えて、提出して下さい。

Q13 短時間勤務をする場合の扱いはどうなりますか。（R02.04 改定、R08.05 追

加)

A13 下記の場合は、正規の常勤医師と同様の勤務をしたものとみなして、償還免除の対象となります。

- ・ 3歳に達するまでの子を養育するため、育児・介護休業法により短時間勤務（1日原則6時間）の措置を受けている期間
- ・ 勤務時間が週32時間以上となる期間

なお、勤務時間が週32時間未満の場合でも、本人の傷病による療養、育児（上記の償還免除の対象となる期間を除く）、近親者の介護、一般枠大学院進学など特別の事情がある場合は、実際の勤務時間数に応じて償還免除の対象となることがありますので、下記の相談窓口にご相談ください。

Q14 奨学貸付金が償還免除となったとき、所得税が課税されるのですか。

A14 課税されません。地方公共団体が医学生等に貸与した修学資金に係る債務免除益については非課税とされています。

Q15 奨学貸付金に関する相談窓口はどちらですか。（R02.04 改定）

A15 下記となっています。

また、卒業後は年に1度面談を実施して、償還免除やキャリア形成に関するフォローアップを行っています。

【貸付金の制度に関すること】

高知県健康政策部医療政策課

〒780-8570 高知県高知市丸ノ内1丁目2番20号

電話：088-823-9660 FAX：088-823-9137

E-Mail：i9660@ken.pref.kochi.lg.jp

*業務の一部を一般社団法人高知医療再生機構に委託しています。

【キャリア形成に関すること】

高知地域医療支援センター

〒783-8505 高知県南国市岡豊町小蓮（高知大学医学部内）

電話：088-880-2191 FAX：088-880-2192

E-Mail：is27@kochi-u.ac.jp